

三木市教育委員会 2月定例会

提出議案等

令和8年2月

三木市教育委員会 2 月定例会提出議案等

【 議 案 】

- 第 1 2 号 議 案 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について(教育・保育課)
- 第 1 3 号 議 案 「第 4 期三木市教育振興基本計画」の策定について(教育総務課)
- 第 1 4 号 議 案 令和 8 年度三木市教育の基本方針について(学校教育課)

【 協 議 事 項 】

- 協 議 事 項 2 1 三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(教育・保育課)
- 協 議 事 項 2 2 三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について(教育・保育課)
- 協 議 事 項 2 3 三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(教育・保育課)
- 協 議 事 項 2 4 三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令の制定について(教育総務課)
- 協 議 事 項 2 5 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について(教育総務課)

【 報 告 事 項 】

- 報 告 事 項 三木市中央公民館等複合施設事業者選定に係るプロポーザル審査結果について(生涯学習課)
- 報 告 事 項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について(生涯学習課)
- 報 告 事 項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について(教育センター)
- 報 告 事 項 各課(室)の所管事項について

議 案

第12号議案

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第2号の規定により、下記のとおり委員会の議決を求める。

令和8年2月20日

三木市教育長 大北由美

記

1 制定理由

- (1) 給食材料費の価格高騰等による給食費等の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるため。
- (2) その他様式について、実情に即した改正を必要とするため。

2 制定文 別紙のとおり

3 施行期日 令和8年4月1日

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月 日

三木市教育委員会
教育長

三教委規則第 号

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和34年三教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>第20条 幼児を入園させようとするときは、保護者は<u>入園願</u>（様式第2号）を園長に提出しなければならない。</p> <p>第22条 幼稚園を退園させようとするときは、保護者は<u>退園願</u>（様式第3号）を園長に提出しなければならない。</p> <p>第23条 幼児が疾病その他の事情により休園させようとするときは、保護者は<u>休園願</u>（様式第4号）に医師の診断書等これを証するに足る書類を添えて園長に<u>願出</u>しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第28条 教育委員会は、前条の規定による一時預かりを実施したときは、利用料として1時間当たり200円及びおやつを提供に要する費用として1回当たり30円（おやつを提供を実施した場合に限る。）を幼児の保護者から徴収するものとする。</p> <p>様式第2号（第20条関係） 別記のとおり</p>	<p>第20条 幼児を入園させようとするときは、保護者は<u>特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳</u>（様式第2号）を園長に提出しなければならない。</p> <p>第22条 幼稚園を退園させようとするときは、保護者は退園願を園長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>退園願の様式は、三木市子ども・子育て支援法等施行細則（令和5年三木市規則第4号）第19条に規定する様式を準用するものとする。</u></p> <p>第23条 幼児が疾病その他の事情により休園させようとするときは、保護者は<u>休園願</u>（様式第3号）に医師の診断書等これを証するに足る書類を添えて園長に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第28条 教育委員会は、前条の規定による一時預かりを実施したときは、利用料として1時間当たり200円及びおやつを提供に要する費用として1回当たり50円（おやつを提供を実施した場合に限る。）を幼児の保護者から徴収するものとする。</p> <p>様式第2号（第20条関係） 別記のとおり</p>

様式第3号(第22条関係)

退園願

三木市立 幼稚園長 様

下記の幼児の退園を申し込みます。

年 月 日

住所

保護者氏名 印

記

幼 児 名		男・女	年 月 日生
退園年月日	年 月 日		
退 園 理 由			
備 考			

様式第4号(第23条関係)

(略)

様式第3号(第23条関係)

(略)

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の三木市立幼稚園の管理運営に関する規則第28条の規定は、この規則の施行の日以後に提供したおやつに要する費用から適用し、この規則の施行の前日に提供したおやつに要する費用については、なお従前の例による。

歳児用		受 付	第 号
入 園 願			
三木市立 幼稚園長 様			
下記の幼児の入園を許可くださいますようお願い出ます。			
年 月 日			
保護者氏名			印 ○
ふりがな	—		
幼児氏名	—		
生年月日	年 月 日生	性別	—
現住所	〒 — 三木市	地区名	—
電話番号	()		
入園前の 保育歴 (該当箇所を ○で囲む)	・家庭 ・幼稚園または保育所 (幼稚園・保育所) ・その他 ()		
備考	※ 入園までに転居する場合は、連絡先を記入ください。		

幼児の氏名、生年月日は、住民票と相違ないよう、楷書でいねいに記入してください。

特定教育・保育施設等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳

新規申込

三木市長 様 (福祉事務所長 様、施設長 様)

次のとおり、特定教育・保育施設等への入園申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

市内幼稚園用

この申込書は、市内公立幼稚園へ1号認定を受けて入園を希望される方専用の様式です。
入園を希望する幼稚園に直接お渡しください。

①から⑥まで順番に、各項目全てに記入してください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

提出年月日 年 月 日

①保護者・児童に関すること

保護者1 ふりがな	勤務先(職業)等	住所		
氏名		〒	※通知書等は保護者1の方に送付します。	
生年月日	備考	三木市		
保護者2 ふりがな	勤務先(職業)等	住所		
氏名		〒	□保護者1の住所と同じ(☑の場合は住所記入不要)	
生年月日	備考			
電話番号① (最優先連絡先)	□父様 □母様 □固定電話 □その他	ふりがな		
電話番号② (第2連絡先)	□父様 □母様 □固定電話 □その他	児童氏名		
電話番号③ (第3連絡先)	□父様 □母様 □固定電話 □その他	生年月日	年 月 日	性別 男・女
		認定区分	1号認定	

※電話で連絡する場合は①→②の順で連絡します。

②入園を希望する期間

年 月 日 ~ 年 月 日まで ・ 就学前まで

③入園を希望する施設

※市内幼稚園への入園をご希望の場合、他の保育所や認定こども園との併園はできません。

※市記入欄

提出者 : □郵送 □父 □母 □その他()	受付No.
受付印	備考
処理	委託先
入力	委託
確認	子どもコード
入園年月	年 月
入園施設	保・幼 認 小・事 号 (口 短時間)
認定	歳児

④希望する幼稚園について

送迎者	□父 □母 □その他()
送迎方法	□徒歩 □自転車 □自動車 □その他()
送迎時間	時間 分

新

⑤祖父母に関すること(死別等を除き、同居・別居に関わらず記入してください。)

続柄	氏名	勤務先(職業)等	連絡先
父方	祖父 氏名		□保護者1の住所と同じ(☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)
	祖母 氏名		□保護者1の住所と同じ □同上(☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)
母方	祖父 氏名		□保護者1の住所と同じ(☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)
	祖母 氏名		□保護者1の住所と同じ □同上(☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)

⑥その他家族構成に関すること(祖父母以外の同居家族 及び 子の兄弟姉妹) ※兄弟姉妹については、同居・別居に関わらず記入してください。

子から見た続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校等	別居の場合は、住所を備考欄に記入してください。
兄	(例)三木 一郎	〇・〇・〇	〇〇幼稚園	□同居 □別居 備考
				□同居 □別居 備考
				□同居 □別居 備考
				□同居 □別居 備考
				□同居 □別居 備考

⑦その他

現在の保育状況	□()に入園中 □勤務先に連れていく (□母 □父 □祖父 □祖母)が保育 □その他()
生活保護の適用	無・有 (年 月 保護開始) 担当者名()
ひとり親に該当	しない・する □離婚 □未婚 □死別

⑧保護者署名欄(それぞれ自署してください)

特定教育・保育施設等入園に係る同意書		
<p>1. 利用申込後、住所や連絡先、世帯状況や保育要件等の申込情報に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、必要な手続きを行うこと。(利用者負担額・副食費が無償となる場合も含む。)</p> <p>2. 市が利用者負担額・副食費等を決定するために必要な保護者の情報(課税情報、海外所得等)について、市から提出を求められたときは、速やかに必要な書類を提出すること。(利用者負担額・副食費が無償となる場合も含む。)</p> <p>3. 市が利用者負担額の決定を行うために必要な所得等の情報を確認できない場合には、利用者負担額は、最高額で決定となること。また、決定後に課税情報が確定し、新たに利用者負担額を決定する際、過年度分の利用者負担額の変更及び支払われた利用者負担額の返還は行わないこと。</p> <p>4. 確定申告等により市民税額に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、必要な手続きを行うこと。この場合において、利用者負担額に変更が生じたときは、当該確定申告等による市民税額の設定がなされた月の翌月又は利用者から変更後の所得等の情報表示資料の提出があった月の翌月のいずれか早い月から変更されること。</p> <p>5. 市が、子ども・子育て支援法第16条の規定により、必要な情報(地方税関係情報等)について、住民基本台帳、選挙台帳その他公簿等を確認し、又は他の行政機関等に必要な資料の提供を求める場合があること。</p> <p>6. 添付書類を含めた提出書類の内容について、市が自主や就労先、関係機関等に確認を行う場合があること。</p> <p>7. 入園前に係る連絡、施設の利用その他児童又は保護者の安全又は支援に必要な範囲において、市から関係機関に申込情報及び利用者負担額、教育・保育給付認定の内容等を提供する場合があること。</p> <p>8. 添付書類を含め、申請の内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定、入園決定を取り消す場合があること。</p> <p>9. 利用者負担額は、給付期限までに納付すること。利用者負担額を滞納した場合には、児童手当からの特別徴収又は地方税法の滞納処分(給付等の差押入)の例により処分を行う場合があること。</p> <p>10. 施設利用開始直後は、慣らし保育を行うため、長時間の保育を行うことができないこと。(時期や期間等は施設により異なる。)</p> <p>11. 1年に1度、現況確認のために就労証明書の書類を提出する必要があること。当該書類の提出がない場合は、継続利用ができないこと。</p>		
上記について同意します。	保護者1 署名	保護者2 署名
年 月 日		

※裏面も記入してください。

児童の状況票

ふりがな		生年月日	_____年 _____月 _____日生		
児童氏名		年齢・月齢	歳 _____ヶ月	性別	男・女

記入日 _____年 _____月 _____日

記入日現在のお子さまの状況を、年齢に応じて記入してください

1歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで座っていることができる (はい ・ いいえ) ・人に向かって、「アーアー」「ウーウー」などいろいろな声を出す (はい ・ いいえ) ・はいはいをする (はい ・ いいえ)
1歳～ 2歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・つかまり立ち、伝い歩きをする (はい ・ いいえ) ・手を出して、ものをつかむ (はい ・ いいえ) ・「マンマ」「プープー」など片言を言う (はい ・ いいえ) ・身の回りの大人や子どもに関心を示す (はい ・ いいえ) ・名前を呼ばれたら振り向く (はい ・ いいえ)
2歳～ 3歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ころばずに一人で歩く (はい ・ いいえ) ・積み木を積んだり、ブロックをつないだりできる (はい ・ いいえ) ・簡単に問かけに答える (「これ、なあに？」「ワンワン」など) (はい ・ いいえ) ・子どものそばに寄っていたり、一緒に遊んだりするのを喜ぶ (はい ・ いいえ) ・禁止(だめ)がわかり、やめる (はい ・ いいえ) ・スプーンを使って自分で食べられる (はい ・ いいえ)
3歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・食事 (<input type="checkbox"/> はし、スプーンを使って食べる <input type="checkbox"/> 手づかみで食べる <input type="checkbox"/> 食べさせる) ・衣服の着脱 (<input type="checkbox"/> ひとりでする <input type="checkbox"/> してあげる) ・用便 (<input type="checkbox"/> ひとりでする <input type="checkbox"/> 知らせる <input type="checkbox"/> おむつをしている) ・ことば (<input type="checkbox"/> 普通に話せる <input type="checkbox"/> 慣れないと分かりにくい <input type="checkbox"/> ことばらしいことばがない) ・友達 (<input type="checkbox"/> 一緒に遊べる <input type="checkbox"/> 大人がいないと遊べない <input type="checkbox"/> 無関心) ・手 (<input type="checkbox"/> 普通に使える <input type="checkbox"/> 細かいことができない <input type="checkbox"/> 不自由) ・足 (<input type="checkbox"/> 走ることができる <input type="checkbox"/> 歩くがうまく走れない <input type="checkbox"/> つかまって歩く <input type="checkbox"/> 不自由)

どの年齢のお子さまについても記入してください

目	<input type="checkbox"/> よく見える <input type="checkbox"/> めがね使用 <input type="checkbox"/> 見えにくい
耳	<input type="checkbox"/> よく聞こえる <input type="checkbox"/> 補聴器使用 <input type="checkbox"/> 聞こえにくい
ひきつけ	(ない ・ ある : 月に / 週に _____ 回程度)
今までにかかった 大きな病気	(ない ・ ある : 病名 _____)
薬の服用	(していない ・ している : 薬名 _____)
アトピー	(ある ・ ない)
アレルギー	(ある ・ ない)
(食べ物 : _____)	_____)
※除去食を実施しているものは <input type="checkbox"/> で囲んでください (例: <input type="checkbox"/> 卵)	
落ち着き	<input type="checkbox"/> 落ち着いていて、危険を避けられる <input type="checkbox"/> 興味のあることしか集中できない <input type="checkbox"/> 絶えず動き回って目が離せない
親の指示	<input type="checkbox"/> 大体したがって動ける <input type="checkbox"/> 繰り返し言い聞かせる、気が向くときだけ動く <input type="checkbox"/> いうことがまったく理解できない
身体障害者手帳 療育手帳	<input type="checkbox"/> 持っている (※手帳のコピーが必要) [障害・療育内容 _____] <input type="checkbox"/> 持っていない
特別児童扶養手当	<input type="checkbox"/> 受給している (※証書のコピーが必要) (証書番号 _____) <input type="checkbox"/> 受給していない
乳幼児健康診査	<input type="checkbox"/> 受けた (<input type="checkbox"/> 4か月 <input type="checkbox"/> 1歳6か月 <input type="checkbox"/> 3歳) 診査時に指導があった、または診査後の相談や指導を受けた <input type="checkbox"/> はい [内容 _____] <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 受けていない
その他、お子さまの養育上心配なこと等あれば、記入してください	

同意書

- この「児童の状況票」を、入園希望施設へ通知すること。
- 関係機関からお子さまの児童意見書を取り寄せること。

上記内容について同意します。

_____年 _____月 _____日 保護者(代表)署名

第13号議案

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定について

「第4期三木市教育振興基本計画」を策定することについて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり委員会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

三木市教育長 大北由美

記

第4期三木市教育振興基本計画
別添のとおり

第14号議案

2026（令和8）年度三木市教育の基本方針について

2026（令和8）年度三木市教育の基本方針について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第1号及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり委員会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

三木市教育長 大北由美

記

2026（令和8）年度三木市教育の基本方針 別添のとおり

協 議 事 項

三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置付けられたことから、乳児等通園支援事業の実施に関する規定を定める必要があるため。
- (2) 給食材料費の価格高騰等による給食費の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるため。
- (3) その他職員の配置について実情に即した改正を必要とするため。

2 改正内容

- (1) 乳児等通園支援事業の実施、利用料に関する規定を定める。
- (2) 給食の提供に要する費用を改正する。
- (3) 用務員の配置に係る規定を改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

三木市規則第 号

三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

三木市長

三木市規則第 号

三木市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

三木市立保育所条例施行規則（昭和44年三木市規則第22号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第4条 保育所に所長、主任保育士、保育士、調理員、嘱託医及び用務員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、給食の提供に要する費用として、次の各号に掲げる額の合計額を入所児童の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 主食の提供に要する費用 月額 <u>600 円</u></p> <p>(2) 副食の提供に要する費用 月額 <u>4,600 円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 保育所に所長、主任保育士、保育士、調理員、嘱託医<u>その他必要な職員</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給食の実施)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、給食の提供に要する費用として、次の各号に掲げる額の合計額を入所児童の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 主食の提供に要する費用 月額 <u>900 円</u></p> <p>(2) 副食の提供に要する費用 月額 <u>5,500 円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業)</p> <p>第14条 保育所は、第6条第1号に定める開所時間内において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による乳児等通園支援事業を実施したときは、別表に定める利用料を児童の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p>

第14条 (略)

別表(第13条関係)

事業区分	利用区分	利用料
延長保育	(略)	(略)

第15条 (略)

別表(第13条、第14条関係)

事業区分	利用区分	利用料
延長保育	(略)	(略)
乳児等通園支援事業		1時間 300円

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後の三木市立保育所条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に提供した給食に要する費用から適用し、この規則の施行の前日に提供した給食に要する費用については、なお従前の例による。

三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

1 改正理由

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置付けられたことから、乳児等通園支援事業の実施に関する規定を定める必要があるため。
- (2) 給食材料費の価格高騰等による給食費の見直しに伴い、規則に定める金額を改める必要があるため。

2 改正内容

- (1) 乳児等通園支援事業の実施、利用料に関する規定を定める。
- (2) 給食の提供に要する費用を改正する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

三木市規則第 号

三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月 日

三木市長

三木市規則第 号

三木市立認定こども園規則の一部を改正する規則

三木市立認定こども園規則（平成28年三木市規則第7号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(給食の実施)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、給食の提供に要する費用として、次の各号に掲げる額の合計額を園児の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 主食の提供に要する費用 月額 <u>600円</u></p> <p>(2) 1号認定こどもの副食の提供に要する費用 月額 <u>3,590円</u></p> <p>(3) 2号認定こどもの副食の提供に要する費用 月額 <u>4,600円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第20条 市長は、第18条の規定による延長保育又は前条の規定による一時預かりを実施したときは、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれ定める利用料を園児等の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>別表(第20条関係)</p>	<p>(給食の実施)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、給食の提供に要する費用として、次の各号に掲げる額の合計額を園児の保護者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 主食の提供に要する費用 月額 <u>900円</u></p> <p>(2) 1号認定こどもの副食の提供に要する費用 月額 <u>4,220円</u></p> <p>(3) 2号認定こどもの副食の提供に要する費用 月額 <u>5,500円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業)</p> <p>第20条 <u>認定こども園は第5条に定める開園時間内において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施することができる。</u></p> <p>(利用料)</p> <p>第21条 市長は、第18条の規定による延長保育、<u>第19条の規定による一時預かり又は前条の規定による乳児等通園支援事業を実施したときは、別表の事業区分及び利用区分に応じてそれぞれ定める利用料を園児等の保護者から徴収するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>別表(第21条関係)</p>

事業区分	利用区分	利用料	事業区分	利用区分	利用料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一時預かり	(略)	(略)	一時預かり	(略)	(略)
	給食の提供	1回 <u>230円</u>		給食の提供	1回 <u>270円</u>
	おやつ提供	1回 <u>30円</u>		おやつ提供	1回 <u>50円</u>
			乳児等通園支援事業		1時間 <u>300円</u>

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の三木市立認定こども園規則第13条及び第21条（別表中一時預かり欄の給食の提供及びおやつの提供に係る改正部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後に提供した給食及びおやつに要する費用から適用し、この規則の施行の前日に提供した給食及びおやつに要する費用については、なお従前の例による。

三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

- (1) 貸与の継続について、実情に即した改正を必要とするため。
- (2) 修学資金の分割返還について、分割返還すべき日を経過しても返還しない場合の規定が必要であるため。

2 改正内容

- (1) 貸与の継続に関する規定を定める。
- (2) 修学資金の分割返還に関する規定を定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

三木市規則第 号

三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市規則第 号

三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則（平成28年三木市規則第11号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(貸与申請書類)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する修学資金の貸与の申請(以下「貸与申請」という。)に必要な書類は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 修学資金貸与申請書(様式第1号)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(貸与決定通知)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(貸与の方法)</p> <p>第4条 貸与の方法は、修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)が指定する金融機関に振り込むものとし、対象となる修学資金及び振込日(以下「振込日等」という。)は次のとおりとする。<u>この場合において、新たに修学生となった者の最初の振込日等については、別に定めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 <u>前項に規定する振込日が休日、日曜日又は土曜日に当たるとき</u></p>	<p>(貸与の申請書類等)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する修学資金の貸与の申請(以下「貸与申請」という。)に必要な書類は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 修学資金貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(貸与の決定通知)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(貸与の方法)</p> <p>第4条 貸与の方法は、修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)が指定する金融機関に振り込むものとし、対象となる修学資金及び振込日(以下「振込日等」という。)は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、新たに修学生となった者の最初の振込日等及び条例第9条の規定により修学資金の貸与を停止した者に係る当該貸与を停止した事由が消滅した日の属する月以後の最初の振込日等については、別に定める。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による振込が休日、日曜日又は土曜日に当たると</u></p>

は、当該振込日前において、当該振込日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を振込日とする。

(貸与の継続書類)

第5条 条例第7条に規定する修学資金の貸与の継続に必要な書類は、次に掲げるものとし、修学生は、修学資金の貸与を受けている期間(以下「貸与期間」という。)中において、毎年4月15日までに市長にこれを提出しなければならない。

(1) 貸与期間中において、在学していることが確認できる保育教諭等養成施設の在学証明書

(2) (略)

(修学資金の分割返還)

第9条 (略)

2 (略)

きは、当該振込の日の前において、当該振込の日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を振込日とする。

(貸与の継続書類等)

第5条 条例第7条に規定する修学資金の貸与の継続に必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請書

(2) 貸与の継続期間中において、在学していることが確認できる保育教諭等養成施設の在学証明書

(3) (略)

2 前項各号に規定する書類は、継続する年度の4月15日までに提出しなければならない。

3 第3条及び前条各項の規定は、貸与の継続に係る手続において準用する。

(修学資金の分割返還)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、修学生が前項の規定により決定した分割返還すべき日の翌日から起算して2月を経過しても返還しないときは、当該決定を取り消し、直ちに債務の全部又は一部を一括して返還するよう求めることができる。

4 市長は、前項の規定により決定を取り消し、及び返還するよう求めるときは、同条第1項に規定する申請書を提出した者に対し、修学資金分割返還決定取消兼返還請求通知書(様式第14号の2)により通知する。

5 前2項の規定により分割返還の決定を取り消された者は、市長の指定する方法により、直ちに当該債務を一括して返還しなければならない。

様式第4号(第3条関係)

修学資金貸与決定(不承認)通知書

記 号 番 号
年 月 日

様
三木市長 印

年 月 日付けで申請のあった三木市保育教諭等修学資金の貸与について、次のとおり決定したので、三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

1 修学資金の貸与を決定する。

貸与決定番号	年 第 号
貸与予定期間	年 月 ~ 年 月 (合計 か月)
貸与予定額	月 額 25,000 円 (総 額 円)

2 修学資金の貸与を不承認とする。
(理由)

<貸与を決定した場合の注意事項>

- (1) 修学資金の貸与を学年を超えて継続する場合は、毎年4月15日までに次の書類を提出すること。
- ① 保育教諭等養成施設の在学証明書
 - ② 前学年度末における保育教諭等養成施設の学業成績証

様式第4号(第3条関係)

修学資金貸与決定(不承認)通知書

記 号 番 号
年 月 日

様
三木市長 印

年 月 日付けで申請のあった三木市保育教諭等修学資金の貸与について、次のとおり決定したので、三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則第3条の規定に基づき通知します。

1 修学資金の貸与を決定する。

貸与決定番号	年 第 号
貸与予定期間	年 月 ~ 年 月 (合計 か月)
貸与予定額	月 額 25,000 円 (総 額 円)

2 修学資金の貸与を不承認とする。
(理由)

<貸与を決定した場合の注意事項>

- (1) 学年を超えて修学資金の貸与を継続する場合は、申請書(様式第1号)に次の書類を添えて継続する年度の4月15日までに申請すること。
- ① 保育教諭等養成施設の在学証明書

明書

(2) 次の事項に該当した場合は、直ちに届け出ること。

- ① 保育教諭等養成施設を退学したとき。
- ② 心身の故障により、修学の見込みがなくなったとき。
- ③ 保育教諭等養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 登録又は免許取得の見込みがないとき。
- ⑥ 死亡したとき。
- ⑦ その他修学資金の貸与の目的を達成できなくなったとき。

② 前学年度末における保育教諭等養成施設の学業成績証明書

明書

(2) 次の事項に該当した場合は、直ちに届け出ること。

- ① 氏名又は住所等に変更が生じたとき。
- ② 保育教諭等養成施設を退学したとき。
- ③ 心身の故障により、修学の見込みがなくなったとき。
- ④ 保育教諭等養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- ⑤ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑥ 登録又は免許取得の見込みがないとき。
- ⑦ 死亡したとき。
- ⑧ その他修学資金の貸与の目的を達成できなくなったとき。

様式第 14 号(第 9 条関係)

貸与修学資金分割返還決定(不承認)通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

印

年 月 日付けで申請のあった貸与修学資金の分割返還について、次のとおり決定したので、三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 貸与修学資金の分割返還を承認する。

貸与修学資金総額	万円(年 月～ 年 月貸与分)		
返 還 期 限	年 月 日		
返 還 方 法			
振込先金融機関名		口座種別	
振込先口座名義		口座番号	

2 貸与修学資金の分割返還を不承認とする。
貸与修学資金の総額を、次のとおり一括して返還してください。

様式第 14 号(第 9 条関係)

貸与修学資金分割返還決定(不承認)通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

印

年 月 日付けで申請のあった貸与修学資金の分割返還について、次のとおり決定したので、三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 貸与修学資金の分割返還を承認する。

貸与修学資金総額	万円(年 月～ 年 月貸与分)		
返 還 期 限	年 月 日		
返 還 方 法			
振込先金融機関名		口座種別	
振込先口座名義		口座番号	

2 貸与修学資金の分割返還を不承認とする。
貸与修学資金の総額を、次のとおり一括して返還してください。

返 還 額	万円(年 月～ 年 月貸与分)		
振 込 期 限	年 月 日		
振込先金融機関名		口座種別	
振込先口座名義		口座番号	

<注意事項>

返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収します。

返 還 額	万円(年 月～ 年 月貸与分)		
振 込 期 限	年 月 日		
振込先金融機関名		口座種別	
振込先口座名義		口座番号	

<注意事項>

返還すべき日の翌日から起算して 2 か月を経過しても返還せず、市長から期限前返還の請求を受けたときは、直ちに一括して返還しなければならなりません。

様式第 14 号の 2(第 9 条関係)

貸与修学資金分割返還決定取消兼返還請求通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

印

年 月 日付け貸与修学資金分割返還決定(不承認)通知書により通知した分割返還決定について、三木市保育教諭等修学資金貸与条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により、決定を取り消したので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、同項の規定により、定められた期限までに貸与修学資金を一括して返還するよう併せて通知します。

1 分割返還決定取消事由

決 定 取 消 事 由	取消年月日
(事由) 分割返還すべき日の翌日から起算して 2 月を経過しても返還しなかったため。	年 月 日

2 貸与修学資金の返還

返 還 額	万円(年 月～ 年 月貸与分)		
振 込 期 限	年 月 日		
振込先金融機関名	—	口座種別	—
振込先口座名義	—	口座番号	—

<注意事項>

返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収します。

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する
訓令の制定について

- 1 制定理由
準用する三木市特定個人情報等取扱規程（平成 2 9 年三木市訓令第 4 号）の一部改正に伴い、所要の改正が必要であるため。
- 2 改正内容
第 2 条において準用する三木市特定個人情報等取扱規程の規定について、「第 3 条から第 2 5 条まで」を「第 3 条から第 2 4 条まで」に改める。
- 3 施行期日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 今後の予定
教育委員会 3 月定例会に議案を提出予定

三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

三木市教育委員会
教育長 大北 由美

三教委訓令第 号

三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令

三木市教育委員会特定個人情報等取扱規程（令和5年三木市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(準用) 第2条 三木市教育委員会の特定個人情報等の取扱いについては、三木市特定個人情報等取扱規程(平成29年三木市訓令第4号)第3条から第25条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第2条 三木市教育委員会の特定個人情報等の取扱いについては、三木市特定個人情報等取扱規程(平成29年三木市訓令第4号)第3条から第24条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための
措置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 制定理由

準用する三木市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和 5 年三木市訓令第 3 号）の一部改正に伴い、所要の改正が必要であるため。

2 改正内容

第 2 条において読み替えられる字句のうち、「最高情報セキュリティ責任者」を「総括保護管理者」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 今後の予定

教育委員会 3 月定例会に議案を提出予定

三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

三木市教育委員会
教育長 大北 由美

三教委訓令第 号

三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令

三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年三木市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

現 行			改 正 案		
(準用) 第2条 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置については、三木市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和5年三木市訓令第3号)第2条から第47条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(準用) 第2条 三木市教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置については、三木市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和5年三木市訓令第3号)第2条から第47条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第40条第4項	最高情報セキュリティ責任者及び市長	教育委員会	第40条第4項	総括保護管理者及び市長	教育委員会

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

報 告 事 項

三木市中央公民館等複合施設事業者選定に係るプロポーザル審査 結果について（報告）

中央公民館等複合施設整備事業において、令和8年2月10日に提案事業者（2グループ）からの提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施したところ、次のとおり優先交渉権者を決定したため報告する。

1 優先交渉権者

「高松建設株式会社 大阪本店」を代表企業とするグループ

2 今後のスケジュール

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| (1) | 令和8年3月 | 審査講評の公開
優先交渉権者との協議、基本協定の締結 |
| (2) | 5月 | 設計施工に係る仮契約の締結 |
| (3) | 6月 | 6月市議会定例会での議決を経て、本契約締結 |

三木市記者発表資料 (令和8年2月16日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育総務部 生涯学習課	課長 大西武宏 (内線 3580)	社会教育係	0794-82-2000 (内線 3564)

タイトル																		
三木市中央公民館等複合施設 設計施工及び維持管理業務に係る優先交渉権者が決定																		
本件のポイント																		
<ul style="list-style-type: none"> ・「複合施設における市民サービス向上」及び「市の財政負担軽減効果の最大化」を図るとともに、地域の賑わいづくりや多世代交流の拠点となるよう、地域住民や既存施設の利用団体のご意見をいただきながら、民間事業者のノウハウを活用した施設整備を進めます。 																		
説明文																		
<p>2月10日(火)に提案事業者(2グループ)からの提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施したところ、次のとおりの結果となりました。</p> <p>1 優先交渉権者 「高松建設株式会社 大阪本店」を代表企業とするグループ</p> <p>2 優先交渉権者決定日 令和8年2月10日(火)</p> <p>3 内容 別添「三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業 優先交渉権者の決定について」参照</p> <p>4 今後のスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 令和8年3月中</td> <td>審査講評の公開、優先交渉権者との基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>(2) 令和8年5月中</td> <td>設計施工に係る仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td>(3) 令和8年6月中</td> <td>6月定例市議会の議決を経て、本契約の締結</td> </tr> </table> <p>5 ホームページ https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/69/83960.html</p>	(1) 令和8年3月中	審査講評の公開、優先交渉権者との基本協定の締結	(2) 令和8年5月中	設計施工に係る仮契約の締結	(3) 令和8年6月中	6月定例市議会の議決を経て、本契約の締結												
(1) 令和8年3月中	審査講評の公開、優先交渉権者との基本協定の締結																	
(2) 令和8年5月中	設計施工に係る仮契約の締結																	
(3) 令和8年6月中	6月定例市議会の議決を経て、本契約の締結																	
本件が関連するSDGs目標(複数選択可)																		
<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>1 貧困をなくそう</td> <td><input type="checkbox"/>10 人や国の不平等をなくそう</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>2 飢餓をゼロに</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>11 住み続けられるまちづくりを</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>3 すべての人に健康と福祉を</td> <td><input type="checkbox"/>12 つくる責任、つかう責任</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>4 質の高い教育をみんなに</td> <td><input type="checkbox"/>13 気候変動に具体的な対策を</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>5 ジェンダー平等を実現しよう</td> <td><input type="checkbox"/>14 海の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>6 安全な水とトイレを世界中に</td> <td><input type="checkbox"/>15 陸の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに</td> <td><input type="checkbox"/>16 平和と公正をすべての人に</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>8 働きがいも経済成長も</td> <td><input type="checkbox"/>17 パートナリシップで目標を達成しよう</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>9 産業と技術革新の基盤を作ろう</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1 貧困をなくそう	<input type="checkbox"/> 10 人や国の不平等をなくそう	<input type="checkbox"/> 2 飢餓をゼロに	<input checked="" type="checkbox"/> 11 住み続けられるまちづくりを	<input type="checkbox"/> 3 すべての人に健康と福祉を	<input type="checkbox"/> 12 つくる責任、つかう責任	<input type="checkbox"/> 4 質の高い教育をみんなに	<input type="checkbox"/> 13 気候変動に具体的な対策を	<input type="checkbox"/> 5 ジェンダー平等を実現しよう	<input type="checkbox"/> 14 海の豊かさを守ろう	<input type="checkbox"/> 6 安全な水とトイレを世界中に	<input type="checkbox"/> 15 陸の豊かさを守ろう	<input type="checkbox"/> 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	<input type="checkbox"/> 16 平和と公正をすべての人に	<input type="checkbox"/> 8 働きがいも経済成長も	<input type="checkbox"/> 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<input type="checkbox"/> 9 産業と技術革新の基盤を作ろう	
<input type="checkbox"/> 1 貧困をなくそう	<input type="checkbox"/> 10 人や国の不平等をなくそう																	
<input type="checkbox"/> 2 飢餓をゼロに	<input checked="" type="checkbox"/> 11 住み続けられるまちづくりを																	
<input type="checkbox"/> 3 すべての人に健康と福祉を	<input type="checkbox"/> 12 つくる責任、つかう責任																	
<input type="checkbox"/> 4 質の高い教育をみんなに	<input type="checkbox"/> 13 気候変動に具体的な対策を																	
<input type="checkbox"/> 5 ジェンダー平等を実現しよう	<input type="checkbox"/> 14 海の豊かさを守ろう																	
<input type="checkbox"/> 6 安全な水とトイレを世界中に	<input type="checkbox"/> 15 陸の豊かさを守ろう																	
<input type="checkbox"/> 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	<input type="checkbox"/> 16 平和と公正をすべての人に																	
<input type="checkbox"/> 8 働きがいも経済成長も	<input type="checkbox"/> 17 パートナリシップで目標を達成しよう																	
<input type="checkbox"/> 9 産業と技術革新の基盤を作ろう																		

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業

優先交渉権者の決定について

1. 概要

本市が進めている三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業について、令和7年7月から受託者となる事業者の公募を実施したところ、2グループからの応募があり、学識経験者等で構成する「三木市中央公民館等複合施設事業者選定に係るプロポーザル審査委員会」による審査の結果を踏まえ、本市において優先交渉権者を決定しましたのでお知らせします。

2. 事業内容

- (1) 事業期間：設計施工契約締結日～令和26年3月31日
(複合施設の維持管理業務終了時期)
- (2) 対象施設：三木市中央公民館等複合施設
- (3) 対象業務：設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、自由提案施設業務
- (4) 事業方式：DBO方式

3. 優先交渉権者

「高松建設株式会社 大阪本店」を代表企業とするグループ

4. 提案内容

- (1) 提案価格：①施設整備費 3,189,912,000円（税込み）
②維持管理費 20,605,200円/年（税込み）

(2) 審査結果

項目	最優秀提案者	次点の提案者
総合評価点（1,000点満点）	743.33点	665.00点
加点審査点（900/1,000）	643.33点	565.00点
価格審査点（100/1,000）	100.00点	100.00点

5. 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和8年3月	基本協定の締結
令和8年5月	設計施工契約（仮契約）締結
令和8年6月	設計施工契約（本契約）締結
令和8年7月	新規複合施設の設計開始
令和11年3月	新規複合施設の引き渡し、維持管理契約の締結
令和12年4月	新規複合施設等の供用開始

三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（報告）

三木市教育委員会顕彰規則（昭和63年三教委規則第7号）第4条の規定に基づき、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第2項第4号の規定により報告する。

記

- 1 規則根拠 第2条第1号（学校教育、社会教育の振興と発展に貢献し、その功績が顕著であるもの）
- 2 被顕彰者 別紙のとおり（4人）

三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（報告）

三木市教育委員会顕彰規則（昭和63年三教委規則第7号）第4条の規定に基づき、次のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 規則根拠 第2条第1号（青少年健全育成に貢献した者）
- 2 被顕彰者 別紙のとおり（16人）

教育総務部 教育総務課報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
第4回三木市教育振興基本計画検討委員会	<p>ア 日 時 1月26日(月) 午後7時～午後7時55分</p> <p>イ 場 所 三木市中央公民館 4階大ホール</p> <p>ウ 協議事項 (ア) 「第4期三木市教育振興基本計画」(案)に係るパブリックコメントの募集の結果について (イ) 「第4期三木市教育振興基本計画」(最終案)について</p> <p>エ その他 計画策定に向けた今後のスケジュール(予定)</p>	

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
「第4期三木市教育振興基本計画」(案)に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表	<p>ア 公表日 2月24日(火)</p> <p>イ 公表方法 (ア) 教育総務課窓口での閲覧 (イ) 市ホームページへの掲載</p>	

教育総務部 教育施設課報告事項

1 学校施設整備工事等の進捗状況（1月30日現在）について

実施事項	主 な 内 容		備考
①三木小学校 屋内運動場照明 LED改修工事	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 6. 20 から R7. 8. 29 まで (株) アイ企画 7,084 千円 100%	完成検 査完了
②広野小学校 屋内運動場照明 LED改修工事	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 6. 20 から R7. 8. 29 まで (株) アイ企画 5,445 千円 100%	完成検 査完了
③広野小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 8. 8 から R7. 11. 28 まで 大昭建設 (株) 10,090 千円(変更前9,625 千円) 100%	完成検 査完了
④三樹小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 7. 11 から R7. 9. 30 まで 金川電業 (株) 10,894 千円(のうち4,799 千円) (変更前 10,483 千円(のうち 4,633 千円) 100%	完成検 査完了
⑤別所小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率 オ 今後の予定	R7. 12. 5 から R8. 2. 27 まで 金川電業 (株) 10,395 千円(のうち4,115 千円) 5% 門扉発注・2月上旬着工	
⑥緑が丘小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 7. 11 から R7. 9. 30 まで 金川電業 (株) 10,894 千円(のうち3,900 千円) (変更前 10,483 千円(のうち 3,758 千円) 100%	完成検 査完了
⑦緑が丘東小学校 校舎大規模改修工 事(1期目)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 5. 28 から R8. 1. 30 まで(変 更前 R7. 12. 26) (株) ミック 148,610 千円(変更前 139,150 千円) 100%	
⑧緑が丘東小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	2月中旬着手予定	
⑨自由が丘小学校 防犯対策施設整備	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額	R7. 8. 8 から R7. 10. 31 まで 金川電業 (株) 5,532 千円(変更前 5,275 千円)	完成検 査完了

工事(オートロック)	エ 進 捗 率	100%	
⑩自由が丘東小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 10. 10 から R7. 12. 26 まで 金川電業 (株) 7, 535 千円(のうち 2, 107 千円) 100%	完成検 査完了
⑪三木中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 10. 10 から R7. 12. 26 まで 金川電業 (株) 7, 535 千円(のうち 3, 081 千円) 100%	完成検 査完了
⑫別所中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 10. 10 から R7. 12. 26 まで 金川電業 (株) 7, 535 千円(のうち 2, 347 千円) 100%	完成検 査完了
⑬緑が丘中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率 オ 今後の予定	R7. 12. 5 から R8. 2. 27 まで 金川電業 (株) 10, 395 千円(のうち 2, 921 千円) 90% 機械設置他	
⑭三木東中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率 オ 今後の予定	R7. 12. 5 から R8. 2. 27 まで 金川電業 (株) 10, 395 千円(のうち 3, 359 千円) 90% 機械設置他	
⑮自由が丘中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 8. 8 から R7. 10. 31 まで 金川電業 (株) 5, 005 千円 100%	完成検 査完了
⑯吉川中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	令和 12 年度に吉川地域に小中一貫校を設立する 予定であることから、当校にオートロックを整備 しないこととする。		
⑰志染保育所 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	2 月中旬着手予定	
⑱別所認定こども園 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	2 月中旬着手予定	
⑲特別支援学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	ア 工 期 イ 契約相手 ウ 契約金額 エ 進 捗 率	R7. 7. 11 から R7. 9. 30 まで 金川電業 (株) 10, 894 千円(のうち 2, 195 千円) (変更前 10, 483 千円(のうち 2, 092 千円) 100%	完成検 査完了

教 育 総 務 部 生 涯 学 習 課 報 告 事 項

1 実施した事業

(1) 公民館

実施事項	主 な 内 容	備考
豊中市公民分館 長視察交流会	ア 日 時 1月24日(土) 午前10時15分～正午 イ 場 所 自由が丘公民館 大会議室 ウ 内 容 各公民館の取組等について エ 来訪者 中央公民館長等2人、分館長18人	

(2) 公民館以外

実施事項	主 な 内 容	備考
①第3回複合施設事業者選定審査委員会	ア 日 時 2月10日(火) 午後1時～ イ 場 所 市役所 特別会議室 ウ 内 容 プロポーザル審査(優先交渉権者の決定)	
②令和7年度第2回三木市公民館運営審議会	ア 日 時 2月18日(水) 午後1時30分～3時 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 内 容 公民館貸館業務の時間短縮について	

2 今後の予定

公民館

実施事項	主 な 内 容	備考
各地区文化祭	<ul style="list-style-type: none"> ・別所町公民館 3月1日(日) ・志染町公民館 3月1日(日) ・口吉川町公民館 3月7日(土)、8日(日) ※7日は展示のみ	

教 育 総 務 部 図 書 館 報 告 事 項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備 考
①「みきデジタルアーカイブ」の運用開始	<p>ア 公開日 1月21日(水)</p> <p>イ 内 容 三木市立図書館が所蔵する郷土・行政資料をデジタル化し、「みきデジタルアーカイブ」としてWEB上への公開を開始した。</p> <p>※公開した資料 『平和を祈り続けた谷川静雄さんの広島原爆体験記(紙芝居)』他3点</p> <p>※公開資料については、今後も順次追加予定。</p>	
②第2回図書館協議会	<p>ア 日 時 1月27日(火)午後2時～3時</p> <p>イ 場 所 中央図書館 視聴覚室</p> <p>ウ 内 容 ・令和7年度図書館事業実績について ・令和8年度図書館事業について</p>	
③手話でみんなのおはなし会	<p>ア 日 時 2月8日(日)午前11時～11時30分</p> <p>イ 場 所 中央図書館 おはなしコーナー</p> <p>ウ 内 容 手話付きの絵本の読み聞かせ</p> <p>エ 参加者 9人</p>	共催：手話サークルみき
④図書・雑誌のリサイクル	<p>ア 日 時 2月8日(日)午前10時～(なくなりしだい終了)</p> <p>イ 場 所 青山図書館 多目的室</p> <p>ウ 内 容 リサイクル資料の無償提供(図書約700冊、雑誌約120冊)</p>	
⑤すくすく冬のおはなし会	<p>ア 日 時 2月15日(日) 午前11時～11時45分</p> <p>イ 場 所 吉川図書館 多目的室</p> <p>ウ 内 容 冬の絵本読み聞かせ、紙コップとストローを使った簡単なおもちの作成</p> <p>エ 参加者 人</p>	主催：おはなしサークルすくすく

2 実施中の事業

実施事項	主な内容	備考
吉川歴史講座 (全3回)	<p>ア 日時 ①1月31日(土)、②2月21日(土) ③3月15日(日) 午後1時30分～3時</p> <p>イ 場所 吉川図書館 多目的室他(※2回目は歴史散策)</p> <p>ウ 講師 よかわ歴史サークル 藤田均氏</p> <p>エ 内容 吉川の歴史を知り、地域の足跡を探る。</p> <p>オ 参加者 ①23人 ②人 ③人</p>	

3 今後の予定事業

実施事項	主な内容	備考
①図書・雑誌の リサイクル	<p>ア 日時 2月21日(土) 午前10時～(なくなりしだい終了)</p> <p>イ 場所 中央図書館 視聴覚室</p> <p>ウ 内容 リサイクル資料の無償提供(図書約850冊、雑誌約350冊)</p>	
②わくわく春の おはなし会& 工作～「春い っぱいリース」 を作ろう～	<p>ア 日時 3月7日(土) 10時30分～11時30分</p> <p>イ 場所 中央図書館 視聴覚室</p> <p>ウ 内容 春にちなんだ絵本の読み聞かせ、展示、「春いっぱいリース」の作成</p>	主催：図書館 との会 ・三木
③ぬいぐるみの おとまりかい	<p>ア 日時 3月7日(土) 午後2時30分～ ※お迎えは3月8日(日) 午前10時～ 午後6時</p> <p>イ 場所 吉川図書館 多目的室</p> <p>ウ 内容 ぬいぐるみと一緒に おはなし会に参加後、ぬいぐるみは図書館 でお泊りする。翌日ぬいぐる みの様子を撮影したアルバ ムを記念にプレゼントする。</p> <p>エ 定員 先着15人</p>	
④講演会「絵本 編集者が語る	<p>ア 日時 3月14日(土) 午前11時～午後0時30分</p>	主催：図書館 との会

賢治さんとまどさん、そして絵本」	イ 場 所 中央図書館 視聴覚室 ウ 講 師 松田素子氏（編集者、作家） エ 内 容 ミキハウス「宮沢賢治の絵本」シリーズやまど・みちおによる画集の編集に携わった講師から作成秘話を聞く。 オ 定 員 先着 30 人	・三木
------------------	--	-----

4 定例で実施する事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①ブックスタート事業	ア 期 日 2月26日（木）乳児健診時 3月19日（木）乳児健診時 イ 場 所 総合保健福祉センター ウ 内 容 あかちゃん絵本の読み聞かせ並びに絵本（2冊）及びバッグのプレゼント	協力：ブックスタートサポートボランティア「らっこ」
②だっこで絵本の会	ア 日 時 毎月第4月曜日 ・たまご組（1歳未満の子及び保護者） 午前10時30分～11時 ・ひよこ組（2歳未満の子及び保護者） 午前11時20分～11時50分 イ 場 所 中央図書館 おはなしコーナー	主催：みきだっこで絵本の会
③ストーリーテリング	ア 日 時 毎月第2土曜日 午後3時～3時30分 イ 場 所 中央図書館 おはなしコーナー	主催：ストーリーテリングみき
④手話で本を楽しむ	ア 日 時 毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分 イ 場 所 中央図書館 対面朗読室 ウ 内 容 活字での読書が困難な場合に、手話で図書館資料を対面朗読する。	協力：障害福祉課
⑤おはなし会	ア 中央図書館 ・日 時 毎週土曜日 午前10時30分～11時 イ 青山図書館 ・日 時 毎週土曜日 午前10時30分～11時 ウ 吉川図書館 ・日 時 毎月第4月曜日 午前11時～11時30分	主催：みきおはなし会*絵本の森、MEN'S絵本プロジェクト“いぶし銀”

⑥えいごのおはなしかい	<p>ア 中央図書館 ・日 時 毎月第4土曜日 午後2時30分～3時</p> <p>イ 青山図書館 ・日 時 毎月第4土曜日 午後1時30分～2時</p>	主催：えいごのおはなしかい
⑦図書修理ボランティア	<p>ア 中央図書館 ・日 時 毎週火・金曜日 午前10時～午後4時</p> <p>イ 青山図書館 ・日 時 毎週火曜日 午前10時～午後1時</p> <p>ウ 吉川図書館 ・日 時 毎月第3火曜日 午後1時～4時</p>	
⑧FMみっきいでのおはなしかい	<p>ア 図書館だより ・日 時 毎月第1土曜日 午前11時15分頃</p> <p>イ Let's go図書館 ・日 時 毎月第1月曜日 午後4時10分頃</p> <p>※番組内容により、放送日時が変更となる場合あり</p>	

教育総務部 文化・スポーツ課報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①企画展	ア 会 期 1月10日(土)～2月1日(日) イ 場 所 堀光美術館 ウ 内 容 藤原義明展 ～陶の詩～ エ その他 《ワークショップ 小さな鬼を作ろう》 日時 1月22日(木)～24日(土)午後1時～ 1月29日(木)～31日(土)午後1時～ 費用 2,000円(材料費) 定員 各6人 オ 来場者 1,021人	主催：堀光美術館
②新春夢フェスティバル	ア 日 時 1月18日(日)午後1時30分開演 イ 場 所 文化会館大ホール ウ 出演団体 和太鼓、ダンス等(11団体31チーム) エ 来場者 800人	主催：新春夢フェスティバル実行委員会
③令和7年度子どもたちの芸術鑑賞事業	ア 日 時 1月22日(木)午後2時開演 イ 場 所 文化会館大ホール ウ 内 容 劇団四季ミュージカル「王子と少年」 エ 対 象 市内小学校及び特別支援学校の5、6年生 オ 参加者 1,234人	主催：市教委
④歴史ウォーク4	ア 日 時 1月24日(土)午後1時～4時 イ コース 吉川町有安・鍛冶屋の文化財コース ウ 案 内 藤田均氏(三木市文化財保護審議会委員) 中久保辰夫氏(大阪大学准教授) エ 参加者 18人	主催：みき歴史資料館
⑤三木市展	ア 会 期 1月29日(木)～2月1日(日) イ 場 所 かじやの里メッセみき ウ 内 容 日本画、洋画、書、写真、彫塑工芸作品の公募展 エ 審査日 1月26日(月) オ 表彰式 2月1日(日)出席者39人 カ 来場者 1,318人	主催：市教委 共催：三木市美術協会

⑥三木市文化 芸術賞選考委 員会	ア 日 時 2月9日(月)午後5時30分～ イ 場 所 教育センター ウ 内 容 令和7年の三木市文化芸術賞候補者の選考 (候補者1人)	主催：市教 委
⑦歴史ウォーク 5	ア 日 時 2月15日(日)午前9時15分～正午 イ コース 想像復原図で歩く三木城跡コース ウ 案 内 木内内則氏(中世城郭研究家) エ 参加者 人	主催：みき 歴史資料館

2 実施中の事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①企画展	ア 会 期 2月14日(土)～3月8日(日) イ 場 所 堀光美術館 ウ 内 容 デザイン&アート三木染め形紙展 ～江戸時代の染形紙からの創作～ エ その他 《ギャラリートーク》 小澤みのり氏(関西学院大学博物館学院史編纂室・ 学芸員)、竹本悠大郎氏(岩手大学 教育学部美術 教育科・講師) 日 時 2月14日(土)午後1時30分～ 《ワークショップ》 ①「形紙モチーフで消しゴムはんこを作ろう」 日 時:令和8年2月22日(日)随時 ※申込不要 参加料:200円(材料費を含む。) ②「三木染形紙の和紙でミニドレスを作ろう」 講 師:山本 豊 氏 日 時:令和8年3月1日(日)午後1時～3時 要申込:定員8人 参加料:1500円(材料費を含む。) 《ナイトミュージアム》 日 時:令和8年3月8日(日) ※午後8時まで開館	主催：堀光 美術館
②企画展	ア 会 期 1月24日(土)～3月22日(日) イ 場 所 みき歴史資料館 ウ 内 容 播磨の城めぐり 一木内内則さんが描く三木合戦関連の城一 エ その他 《ギャラリートーク》	主催：みき歴 史資料館

	<p>エ その他 《ギャラリートーク》</p> <p>日時 2月8日(日)・3月15日(日)</p> <p>午後1時30分～午後2時30分</p> <p>解説 木内内則氏(中世城郭研究家)</p> <p>定員 先着各20人(要申込)</p> <p>《企画展特別講演会》</p> <p>日時 3月8日(日)</p> <p>午後1時30分～午後3時</p> <p>演題 メジャー測量から見た三木合戦</p> <p>講師 木内内則氏(中世城郭研究家)</p> <p>定員 先着80名(要申込)</p>	
--	---	--

3 今後の予定

実施事項	主な内容	備考
①スポーツ賞・教育功労者表彰式	<p>ア 日時 2月21日(土) 午後1時30分～2時30分</p> <p>イ 場所 教育センター</p> <p>ウ ・スポーツ賞 個人の部 27人 団体の部 6団体</p> <p>・教育功労者(スポーツ部門) 10人</p>	主催：市教委
②お雛さま展スタンプラリー	<p>ア 会期 2月22日(日)～3月8日(日)</p> <p>イ 場所 みき歴史資料館、堀光美術館、中央公民館、金物資料館、旧小河家別邸、旧玉置家住宅及び三木市観光協会</p> <p>ウ 内容 お雛さまを飾っている7つの会場を巡るスタンプラリー</p>	主催：みき歴史資料館他
③みっきいふれあいマラソン	<p>ア 日時 3月1日(日)</p> <p>開会式：午前9時分～</p> <p>スタート：午前9時40分～</p> <p>イ 場所 三木総合防災公園</p> <p>ウ ゲストランナー 西脇工業高等学校</p> <p>エ 申込数 1,931人</p>	主催：みっきいふれあいマラソン実行委員会 共催：市教委
④みき歴史資料館協議会	<p>ア 日時 3月11日(水) 午後1時30分～3時</p> <p>イ 場所 みき歴史資料館講座室</p> <p>ウ 内容 ・令和7年度事業実施報告について</p> <p>・令和8年度事業計画(案)について</p>	主催：みき歴史資料館

教育振興部 教育センター報告事項

1 教育センターについて

(1) 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考																																																							
① 教育相談	1月 (単位：件)																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">電 話</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">面 接</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">合 計</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">本 人 保 護 者</th> <th style="text-align: center;">教 員</th> <th style="text-align: center;">本 人 保 護 者</th> <th style="text-align: center;">教 員</th> <th style="text-align: center;">本 人 保 護 者</th> <th style="text-align: center;">教 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">不 登 校</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育問題</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ICTを使用し た学習指 導・ICTトラ ブル</td> <td></td> <td style="text-align: center;">130</td> <td></td> <td style="text-align: center;">25</td> <td></td> <td style="text-align: center;">155</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">177</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電 話		面 接		合 計		本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者	教 員	不 登 校							教育問題	14	3	23	19	37	22	教育活動							小 計	14	3	23	19	37	22	ICTを使用し た学習指 導・ICTトラ ブル		130		25		155	合 計	14	133	23	44	37	177	
	区 分		電 話		面 接		合 計																																																		
		本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者	教 員																																																		
	不 登 校																																																								
	教育問題	14	3	23	19	37	22																																																		
	教育活動																																																								
小 計	14	3	23	19	37	22																																																			
ICTを使用し た学習指 導・ICTトラ ブル		130		25		155																																																			
合 計	14	133	23	44	37	177																																																			
② 青少年悩みの相談	1月…電話 (2) 面接 (13) 計 15 件																																																								
③ みっきいルーム 開室状況	ア 人 数 中学生 4 人 小学生 1 人 合計 5 人 イ 活 動 (通常) 自主課題学習 運動 (課外) フリースクール S-BASE との交流 体育館・図書館利用																																																								
④ 発達教育相談	ア 期 日 1月27日(火) イ 場 所 教育センター 相談室 ウ 相談者 3人																																																								
⑤ 学びの主体性を 育む学級・授業づ くり推進研修	ア 日 時 ① 1月26日(月) 午後3時～ ② 2月17日(火) 午後3時～ イ 場 所 教育センター大研修室 ウ 講 師 葛原祥太氏 (葛原学習研究所代表) エ 参加者 ①40人 ②20人																																																								
⑥ 令和7年度東播 磨・北播磨地区視 聴覚教育研究大 会	ア 日 時 2月10日(火) 午後1時～ イ 場 所 教育センター大研修室 ウ 講 演 「生成AIとこれからの教育」坂本良晶氏 (三木市教育DX推進アドバイザー) エ 参加者 40人																																																								

(2) 今後の予定事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① 発達教育相談	ア 期 日 2月24日(火) イ 場 所 教育センター 相談室 ウ 相談者 3人	
② 令和7年度三木市立教育センター研究グループ発表会	ア 日 時 2月27日(金) 午後2時～ イ 場 所 教育センター大研修室・中研修室 ウ 発 表 8グループ	
③ 学びの主体性を育む学級・授業づくり推進研修	ア 日 時 3月5日(木) 午後3時～ イ 場 所 教育センター大研修室 ウ 講 師 葛原祥太氏(葛原学習研究所代表)	

2 青少年センターについて

(1) 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① 青少年補導委員人権研修会	ア 日 時 1月17日(土) 午後7時～ イ 場 所 教育センター ウ 参加者 全補導委員	
② 白ポスト回収・巡回	ア 日 時 1月19日(月)・23日(金) 2月2日(月)・5日(木)・6日(金) 10日(火) 午後1時30分～ イ 場 所 市内各白ポスト周辺	
③ 青色パトロール車巡回	ア 日 時 1月28日(水)・2月18日(水) 午後2時30分～ イ 場 所 小学校区内	
④ 子ども安全・安心の日の立ち番	ア 日 時 1月30日(金)・2月13日(金) 午前7時45分～ イ 場 所 小学校区内	
⑤ 有害環境図書類廃棄	ア 日 時 1月30日(金) 午前10時～ イ 場 所 清掃センター	
⑥ 兵庫県青少年補導センター所長研修会	ア 日 時 2月13日(金) 午前10時30分～ イ 場 所 神戸市立青少年育成センター	

⑦ 兵庫県青少年補導センター連絡協議会第4回理事会	ア 日時 2月13日(金) 午後1時30分～ イ 場所 神戸市立青少年育成センター	
⑧ 第3回青少年健全育成啓発活動PTAパトロール	ア 日時 2月14日(土) 午後2時30分～ イ 場所 市内大型量販店前3カ所 ウ 参加者 補導委員、小中PTA、 更生保護女性会、事務局 エ 内容 万引き防止啓発チラシの配布等	
⑨ ネット見守り隊報告	ア 日時 2月17日(火) 午前10時～ イ 場所 教育センター	
⑩ 第3回中播地区高等学校生徒指導協議会	ア 日時 2月17日(火) 午後3時30分～ イ 場所 三木北高等学校	
⑪ みきっ子未来応援協議会家庭・地域・学校教育部会	ア 日時 2月17日(火) 午後7時～ イ 場所 教育センター	

(2) 今後の予定事業

実施事項	主な内容	備考
① 青色パトロール車巡回	ア 日時 2月25日(水)・3月4日(水) 18日(水) 午後2時30分～ イ 場所 小学校区内	
② 子ども安全・安心の日の立ち番	ア 日時 2月27日(金)・3月13日(金) 午前7時45分～ イ 場所 小学校区内	
③ 有害環境図書類廃棄	ア 日時 2月27日(金) 午前10時～ イ 場所 清掃センター	
④ 三木市青少年補導委員会第6回役員会	ア 日時 3月6日(金) 午後7時30分～ イ 場所 教育センター	
⑤ 北播磨補導委員連絡協議会第5回理事会	ア 日時 3月12日(木) 午後2時～ イ 場所 加東市	
⑥ 白ポスト回収・巡回	ア 日時 3月16日(月) 午後1時30分～ イ 場所 市内各白ポスト周辺	
⑦ 三木市青少年補導委員会	ア 日時 3月19日(木) 午後7時～ イ 場所 教育センター	

正・副会長会 総務会		
⑧ ネット見守り隊 報告	ア 日 時 3月中旬 午前10時～ イ 場 所 教育センター	

教育振興部 小中一貫教育推進室 報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①令和7年度幼保小架 け橋期のカリキュラ ム検討会議（第4回 検討委員会）	ア 日 時 1月21日（水）午後3時～4時30分 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 内 容 ・今年度の協議のまとめ ・次年度に向けてのスケジュールの 概要	
②第1回兵庫県立三木 総合高等学校総合学 科発表会視察	ア 日 時 1月31日（土）午後1時～4時 イ 場 所 三木市文化会館（大ホール） ウ 内 容 1年生から3年生の「キャリア探究」 の発表	
③先進地視察 施設一体型小中一貫 校（亀岡川東学園）	ア 日 時 2月16日（月）午後2時～4時 イ 場 所 京都府亀岡市立亀岡川東学園 ウ 内 容 ・施設見学 ・聞き取り（基本計画受託業者）	
④吉川小中合同研修会	ア 日 時 2月18日（水）午後4時～5時 イ 場 所 吉川中学校 ウ 内 容 ・今年度のまとめ ・来年度の取組	

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
第1回吉川地域義務教 育学校開校準備委員会 全体会	ア 日 時 3月11日（水）午後7時～8時30分 イ 場 所 吉川町公民館 研修室 ウ 内 容 ・組織づくり ・今後の進め方 ・講演	

教育振興部 教育・保育課報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① 幼保小架け橋期の カリキュラム検討 会議 第4回検討 委員会	ア 日 時 1月21日(水) 午後3時～4時30分 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 協議内容 「1年生が安心して学校生活をスタートするために」 ・5歳児3学期の具体例な姿や環境 ・1年生スタート期の配慮事項 等について	
② 三木市教育委員会 指定 就学前教 育・保育研究会	ア 日 時 1月28日(水) 午後1時30分～4時 イ 研究推進園 えびす認定こども園 ウ 会 場 市民活動センター エ 研究テーマ「共に育ちあうために～一人一人の育ちに 視点を当てた保育を考える～」 オ 内 容 (ア) 研究発表 (イ) 講演「子どもたち一人一人の成長をめざして」 ～特別支援の知見を活かしたこども理解と実践～ カ 講 師 合同会社「笑育LABO」代表 百瀬 和夫氏	参加者 42 人
③ 特定教育・保育施 設に係る実地監査	ア 日 時 1月22日(木) 午後1時30分～ イ 対象・場所 よかわ認定こども園	
	ア 日 時 1月29日(木) 午後1時30分～ イ 対象・場所 清心認定こども園 清心緑が丘認定こども園	
	ア 日 時 1月30日(金) 午後1時30分～ イ 対象・場所 いずみ認定こども園	
④ アフタースクール 支援員研修会	ア 日 時 1月28日(水) 午前10時～正午 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 講 師 園田学園大学 教授 原田 旬哉氏 エ テーマ 「アフタースクールにおける不適切なかわり と適切な支援とは～「指導」から「支 援」へ～	参加者 42 人
⑤ 三木市保育協会 理事会	ア 日 時 2月5日(木) 午後1時30分～ イ 場 所 市役所 特別会議室	
⑥ 第2回保育者実践 交流研修(乳児保 育)	ア 日 時 2月13日(金) 午前9時30分～正午 イ 公開保育 あげぼの認定こども園 ウ 講 師 社会福祉法人子どものアトリエ	

	春日よつば保育園 理事長 瀧 薫氏	
--	-------------------	--

2 実施中の事業

令和7年度 アフタースクール 春休み限定入所児童 募集	ア 日 時 2月2日(月)～20日(金) 午前8時30分～午後5時 イ 場 所 教育・保育課、各アフタースクール ※教育・保育課での相談受付は平日のみ ※アフタースクールでの受付は開所時間内のみ ※郵送手続可	新1年生 は4月2 日(木) から利用 可能
--------------------------------------	---	------------------------------------

3 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
① 三木市保育協会 理事会	ア 日 時 3月10日(火) 午後2時～ イ 場 所 教育センター 中研修室	
②第2回特定教育・保 育施設評価委員会	ア 日 時 3月11日(水) 午前9時30分～ イ 場 所 市役所 502会議室	
③修了式・卒園式	ア 日 時 3月19日(木) 午前10時～ イ 場 所 三樹幼稚園・自由が丘幼稚園・別所認定 こども園	
	ア 日 時 3月26日(木)午前10時～ イ 場 所 志染保育所	

